

令和 7 年岩見沢市議会第 1 回定例会

新 旧 対 照 表

議 案 第 3 号 ～ 議 案 第 1 3 号

議 案 第 3 号 岩 見 沢 市 事 務 分 掌 条 例 新 旧 対 照 表

No. 1

現 行	改 正 後
(部の設置) 第1条 市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 総務部 企画財政部 <u>情報政策部</u> 健康福祉部 市民環境部 農政部 経済部 建設部 水道部 (部の固有事務) 第3条 各部の固有の分掌事務は、おおむね次のとおりとするが、複数の部の分掌にわたると認められる事項については、前条の例により、それぞれ連携及び協調して処理しなければならない。 総務部 (1)～(6) 略 <u>(7) 他の部の主管に属しない事項</u> 企画財政部	(部の設置) 第1条 市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 総務部 企画財政部 健康福祉部 市民環境部 農政部 経済部 建設部 水道部 (部の固有事務) 第3条 各部の固有の分掌事務は、おおむね次のとおりとするが、複数の部の分掌にわたると認められる事項については、前条の例により、それぞれ連携及び協調して処理しなければならない。 総務部 (1)～(6) 略 <u>(7) 契約に関する事項</u> <u>(8) 工事の検査に関する事項</u> <u>(9) 他の部の主管に属しない事項</u> 企画財政部

議案第3号 岩見沢市事務分掌条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
(1)～(6) 略		(1)～(6) 略		
(7) <u>契約</u> に関する事項		(7) <u>情報政策及び情報システム</u> に関する事項		
(8) <u>工事の検査</u> に関する事項				
<u>情報政策部</u>				
(1) <u>情報政策及び情報システム</u> に関する事項				
健康福祉部 略		健康福祉部 略		
市民環境部 略		市民環境部 略		
農政部 略		農政部 略		
経済部 略		経済部 略		
建設部 略		建設部 略		
水道部 略		水道部 略		

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第1条関係（岩見沢市情報公開条例） （罰則） 第22条 第16条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	※ 第1条関係（岩見沢市情報公開条例） （罰則） 第22条 第16条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
※ 第2条関係（岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例） 附 則 （経過措置） 第2条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）及び（2） 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 略	※ 第2条関係（岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例） 附 則 （経過措置） 第2条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）及び（2） 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
※ 第3条関係（一般職員の給与に関する条例） 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略	※ 第3条関係（一般職員の給与に関する条例） 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し^こ禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略	2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No.5

現 行	改 正 後
※ 第4条関係（岩見沢市恩給条例） （在職年の計算諸則） 第12条 略 2及び3 略 4 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。 （1） 略 （2） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたる者の引き続いた在職年。ただし、その在職が再就職後になされたものであるときは、その再就職後の在職年月 （3）及び（4） 略 （給付の制限） 第49条 この条例に基づく恩給を受けるべき者が、故意に給付理由を発生させたとき又は懲戒処分を受け若しくは<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、その恩給の全部又は一部を給付しないことができる。	※ 第4条関係（岩見沢市恩給条例） （在職年の計算諸則） 第12条 略 2及び3 略 4 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。 （1） 略 （2） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたる者の引き続いた在職年。ただし、その在職が再就職後になされたものであるときは、その再就職後の在職年月 （3）及び（4） 略 （給付の制限） 第49条 この条例に基づく恩給を受けるべき者が、故意に給付理由を発生させたとき又は懲戒処分を受け若しくは<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その恩給の全部又は一部を給付しないことができる。

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 6

現 行	改 正 後
※ 第5条関係（岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例） （退職手当の支払の差止め） 第13条 市長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 略 2～4 略 5 市長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、すみやかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受け	※ 第5条関係（岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例） （退職手当の支払の差止め） 第13条 市長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 略 2～4 略 5 市長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、すみやかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 7

現 行	改 正 後
ることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 市長は、退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 市長は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が	けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略 (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 市長は、退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 市長は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No.8

現 行	改 正 後
当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 2～6 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 略 2及び3 略 4 市長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 2～6 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 略 2及び3 略 4 市長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No.9

現 行	改 正 後
※ 第6条関係（岩見沢市における散骨の適正化に関する条例） （罰則） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略	※ 第6条関係（岩見沢市における散骨の適正化に関する条例） （罰則） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No.10

現 行	改 正 後
※ 第7条関係（岩見沢市鉄北地域振興センター条例） （使用の不許可） 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者が^こ禁錮以上の刑に処せられた者でその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していないものであるとき。 (7)及び(8) 略	※ 第7条関係（岩見沢市鉄北地域振興センター条例） （使用の不許可） 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者が^こ拘禁刑以上の刑に処せられた者でその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していないものであるとき。 (7)及び(8) 略

議案第4号 岩見沢市情報公開条例等新旧対照表

No. 1 1

現 行	改 正 後
※ 第8条関係（岩見沢市公設卸売市場条例） （卸売業者の承認等） 第10条の2 略 2 前項の承認をする場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (3)～(6) 略 3 略 （せり人の承認等） 第15条 略 2 略 3 市長は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (3)及び(4) 略 4 略	※ 第8条関係（岩見沢市公設卸売市場条例） （卸売業者の承認等） 第10条の2 略 2 前項の承認をする場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (3)～(6) 略 3 略 （せり人の承認等） 第15条 略 2 略 3 市長は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (3)及び(4) 略 4 略

議案第 5 号 岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 個人番号利用事務 法第 2 条第 1 0 項に規定する個人番号利用事務をいう。 (6) 及び(7) 略	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 個人番号利用事務 法第 2 条第 1 1 項に規定する個人番号利用事務をいう。 (6) 及び(7) 略

議案第 6 号 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第 1 条関係（岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例） （介護休暇） 第 2 2 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 略 第 2 2 条の 2 略	※ 第 1 条関係（岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例） （介護休暇） 第 2 2 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 2 2 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 及び 3 略 第 2 2 条の 2 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第 2 2 条の 3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認</u>

議案第 6 号 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
第 2 3 条 略	<u>するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第 2 2 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第 2 3 条 略

議案第6号 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
※ 第2条関係(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例) 附 則 (岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第13条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	※ 第2条関係(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例) 附 則 (岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第13条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第 7 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例等新旧対照表

No. 1

現 行					改 正 後				
※ 第 1 条関係（非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例）					※ 第 1 条関係（非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例）				
別表第 2（第 4 条、第 8 条関係）					別表第 2（第 4 条、第 8 条関係）				
管外費用弁償定額表					管外費用弁償定額表				
区分	車賃（1 キロメートルにつき）	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）		区分	車賃（1 キロメートルにつき）	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）	
			甲地方	乙地方				甲地方	乙地方
執行機関の委員	3 7 円	2, 8 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	1 2, 6 0 0 円	執行機関の委員	3 7 円	2, 8 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
附属機関の委員	3 7 円	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円	附属機関の委員	3 7 円	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円
その他の公職者、証人等	3 7 円	2, 4 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	その他の公職者、証人等	3 7 円	2, 4 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	1 0, 8 0 0 円
その他の非常勤の職員	3 7 円	2, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円	その他の非常勤の職員	3 7 円	2, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円
備考					備考				
1 略					1 略				
2 宿泊料の欄中「甲地方」とは <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）第 1 4 条及び第 1 5 条に規定する地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。</u>					2 宿泊料の欄中「甲地方」とは <u>市長が別に定める地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。</u>				
3 略					3 略				

議案第 7 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例等新旧対照表

No. 2

現 行					改 正 後				
※ 第 2 条関係（岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例）					※ 第 2 条関係（岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例）				
別表第 1（第 5 条関係）					別表第 1（第 5 条関係）				
管外費用弁償定額表					管外費用弁償定額表				
区分	車賃（1 キロメートルにつき）	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）		区分	車賃（1 キロメートルにつき）	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）	
			甲地方	乙地方				甲地方	乙地方
議長	3 7 円	3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円	議長	3 7 円	3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円
副議長及び議員	3 7 円	2, 8 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	1 2, 6 0 0 円	副議長及び議員	3 7 円	2, 8 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
備考					備考				
1 略					1 略				
2 宿泊料の欄中「甲地方」とは <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）第 1 4 条及び第 1 5 条に規定する地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。</u>					2 宿泊料の欄中「甲地方」とは <u>市長が別に定める地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。</u>				
3 略					3 略				

議案第 8 号 岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<u>(契約期間)</u> <u>第 3 条 長期継続契約における契約の期間は、5 年以内とする。</u>	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額	番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額
略			略		
建築物確認等申請手数料			建築物確認等申請手数料		
1	建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料		1	建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料	
	(1)～(3) 略			(1)～(3) 略	
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	1件につき 51,000円 (確認の特例の場合に あつては、42,000円)		(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	1件につき 51,000円
	(5) 床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超えるもの	1件につき 82,000円		(5) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超えるもの	1件につき 82,000円
備考			備考		
1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。			1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。		
(1)及び(2) 略			(1)及び(2) 略		
(3) <u>建築物を移転する場合</u> （次号に掲げる場合を除く。） <u>当該移転に係る部分の床面積の2分の1</u>			(3) <u>建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合</u> （次号に掲げる場合を除く。） <u>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1</u>		
(4) 確認を受けた建築物の計画を <u>変更して建築物を移転する場合</u> 当			(4) 確認を受けた建築物の計画を <u>変更して建築物を移転し、その大規</u>		

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No. 2

現 行		改 正 後	
2 略	該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1		模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
		2 略	
		3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあっては一の建築物につき、この項に規定する金額に第7項に定める金額を加算した金額とする。
		2	建築設備に関する確認申請又は計画通知に係る手数料
		(1)	建築設備を設置する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
			1件につき 18,000円
		(2)	岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更する場合
			1件につき 12,000円
		(3)	指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備（岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を除く。）を変更する場合
			1件につき 19,000円
2	工作物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料	3	工作物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料
	(1) 工作物を築造する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）	(1)	工作物を築造する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
	1件につき 17,000円		1件につき 17,000円

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.3

現 行		改 正 後	
(2) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更する場合	1 件につき 1 2, 0 0 0 円	(2) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更する場合	1 件につき 1 2, 0 0 0 円
(3) 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物（岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を除く。）を変更する場合	1 件につき 1 8, 0 0 0 円	(3) 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物（岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を除く。）を変更する場合	1 件につき 1 8, 0 0 0 円
3 建築物に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料		4 建築物に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料	
(1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 1 7, 0 0 0 円 (当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第 1 0 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下「検査の特例の場合」という。）にあつては、1 5, 0 0 0 円)	(1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 0, 0 0 0 円 (当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第 1 0 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下「検査の特例の場合」という。）にあつては、1 5, 0 0 0 円)
(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 0, 0 0 0 円	(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 2 4, 0 0 0 円

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No. 4

現 行			改 正 後		
		(検査の特例の場合にあつては、18,000円)			(検査の特例の場合にあつては、18,000円)
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>27,000円</u>	(検査の特例の場合にあつては、22,000円)	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>32,000円</u>	(検査の特例の場合にあつては、22,000円)
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>35,000円</u>	(検査の特例の場合にあつては、31,000円)	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>42,000円</u>	
(5) 床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超えるもの	1件につき <u>57,000円</u>		(5) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超えるもの	1件につき <u>68,000円</u>	
備考			備考		
1 床面積の合計は、建築物を建築した場合にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、 <u>建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u>			1 床面積の合計は、建築物を建築した場合にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、 <u>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u>		
2 略			2 略		

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.5

現 行		改 正 後	
		5	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料
		(1)	次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 1件につき 18,000円
		(2)	岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の 確認を受けていない建築設備の計画に記載され た建築設備又は岩見沢市の建築主事若しくは建 築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載 されていない建築設備の場合 1件につき 25,000円
		(3)	建築設備の計画の変更により、岩見沢市の建 築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備 の計画に記載された建築設備を変更したことが ある当該建築設備の場合（当該計画の変更につ いて岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認 を受けていない場合に限る。） 1件につき 19,000円
4	工作物に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料	6	工作物に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料
(1)	次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 1件につき 14,000円	(1)	次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 1件につき 14,000円
(2)	岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確 認を受けていない工作物の計画に記載された工 作物又は岩見沢市の建築主事若しくは建築副主 事の確認を受けた工作物の計画に記載されてい る場合 1件につき 20,000円	(2)	岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の 確認を受けていない工作物の計画に記載された 工作物又は岩見沢市の建築主事若しくは建築副 主事の確認を受けた工作物の計画に記載されて いる場合 1件につき 20,000円

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.6

現 行			改 正 後		
	ない工作物の場合			いない工作物の場合	
	(3) 工作物の計画の変更により、岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合（当該計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。）	1件につき 15,000円		(3) 工作物の計画の変更により、岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合（当該計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。）	1件につき 15,000円
			7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合に加算する金額	
				(1) 一戸建ての住宅	1件につき 7,500円
					0円
				(2) 共同住宅（長屋等を含む。）	1件につき 30,000円
					0円
5	指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物に係る手数料に加算する金額		8	指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物に係る手数料に加算する金額	
	(1) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない建築物の計画の変更又は当該計画に係る建築物の工事の完了に係る検査の申請をする場合 次に掲げる当該申請又は通知に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項後段の規定により変更する前の計画に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を移転			(1) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない建築物の計画の変更又は当該計画に係る建築物の工事の完了に係る検査の申請をする場合 次に掲げる当該申請又は通知に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項後段の規定により変更する前の計画に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を移転	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No. 7

現 行		改 正 後	
	し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 6,000円 (確認の特例の場合にあっては、4,000円)	ア	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 6,000円 (確認の特例の場合にあっては、4,000円)
イ	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円 (確認の特例の場合にあっては、10,000円)	イ	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円 (確認の特例の場合にあっては、10,000円)
ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 27,000円 (確認の特例の場合にあっては、21,000円)	ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 27,000円 (確認の特例の場合にあっては、21,000円)
エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 39,000円 (確認の特例の場合に	エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 39,000円 (確認の特例の場合に

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.8

現 行			改 正 後		
		あつては、31,000円)			あつては、31,000円)
	オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円		オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円
	(2) 前号以外の場合 次に掲げる当該申請又は通知の直前の計画の変更に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			(2) 前号以外の場合 次に掲げる当該申請又は通知の直前の計画の変更に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円 (確認の特例の場合にあつては、4,000円)		ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円 (確認の特例の場合にあつては、4,000円)
	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円 (確認の特例の場合にあつては、10,000円)		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円 (確認の特例の場合にあつては、10,000円)

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.9

現 行			改 正 後		
	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円 (確認の特例の場合にあつては、21,000円)		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円 (確認の特例の場合にあつては、21,000円)
	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	1件につき 39,000円 (確認の特例の場合にあつては、31,000円)		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	1件につき 39,000円 (確認の特例の場合にあつては、31,000円)
	オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円		オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円
6	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 130,000円	9	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 130,000円
			10	仮使用認定申請手数料	1件につき 130,000円
7	道路位置指定申請手数料	1件につき 74,600円	11	道路位置指定申請手数料	1件につき 74,600円
8	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 50,000円	12	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 50,000円
9	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の	1件につき 70,000円	13	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の	1件につき 70,000円

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.10

現 行			改 正 後		
	接道制限適用除外範囲認定申請手数料	00円		接道制限適用除外範囲認定申請手数料	00円
10	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の 道路内の建築制限適用除外範囲認定申請手数料	1件につき 70,000円	14	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の 道路内の建築制限適用除外範囲認定申請手数料	1件につき 70,000円
11	複数建築物の認定及び認定の取消し手数料		15	複数建築物の認定及び認定の取消し手数料	
	(1) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料			(1) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	
	ア 建築物の数が2のもの	94,400円		ア 建築物の数が2のもの	94,400円
	イ 建築物の数が3以上のもの	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額		イ 建築物の数が3以上のもの	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	(2) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料			(2) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	
	ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1のもの	94,400円		ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1のもの	94,400円
	イ 建築物の数が2以上のもの	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額		イ 建築物の数が2以上のもの	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	(3) 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料			(3) 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	
	ア 建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1のもの	94,400円		ア 建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1のもの	94,400円

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.1 1

現 行			改 正 後		
	イ 建築物の数が2以上のもの	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額		イ 建築物の数が2以上のもの	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	(4) 複数建築物の認定の取消し申請手数料	16,200円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額		(4) 複数建築物の認定の取消し申請手数料	16,200円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額
	(5) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	69,500円		(5) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	69,500円
略			略		
低炭素建築物等認定申請手数料			低炭素建築物等認定申請手数料		
1	低炭素建築物等認定申請手数料		1	低炭素建築物等認定申請手数料	
	(1)～(3) 略			(1)～(3) 略	
	(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の場合に応じ、それぞれ次に定める金額			(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の場合に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮			ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.12

現 行		改 正 後	
定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項第5号アにおいて同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項第5号アにおいて同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項及び次項並びに次部において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,700円)	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項及び次項並びに次部において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 略		(イ) 略	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.13

現 行			改 正 後		
	イ 略			イ 略	
	(ア)及び(イ) 略			(ア)及び(イ) 略	
	備考			備考	
	1～3 略			1～3 略	
2 略			2 略		
建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料			建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料		
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	
	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ並びに次号ア及びイにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	257,000円		(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び第3項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	322,000円		a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	39,000円
	イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適				

議案第 9 号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No. 1 4

現		行		改		正		後	
	合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				b 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの		4 3, 6 0 0 円		
	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの								
	(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの								
	ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				a 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以内のもの		2 9, 3 0 0 円		
	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの								
	(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの				b 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの		3 2, 4 0 0 円		
	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの								
	(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの								
	(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	ア 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの				a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの		7 8, 3 0 0 円		
	(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの				b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 3 0, 0 0 0 円		

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.15

現 行			改 正 後		
	のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 170,000円			(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 58,100円 b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 97,000円	
	イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 54,900円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円			ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び第3項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(イ)並びに次項ウ(ア)及び(イ)並びに第3項ウ(ア)及び(イ)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以内 257,000円	
	ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円				

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.16

現 行				改 正 後			
						のもの b 床面積の合計が300平方メートルを超 えるもの 322,000円	
						(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロ に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に 掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以内 のもの b 床面積の合計が300平方メートルを超 えるもの 98,800円 125,000円	
						(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係 る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以内 のもの b 床面積の合計が300平方メートルを超 えるもの 11,000円 18,900円	
						備考	
						1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用	
						途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.17

現 行				改 正 後	
					画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
				2	共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。
				2	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料
					(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
					ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
					(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
					a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円
					b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円
					(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.18

現 行				改 正 後			
						びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
						a 床面積の合計が200平方メートル以内	17,700円
						のもの	
						b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,200円
						イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
						(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ	
						(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
						a 床面積の合計が300平方メートル以内	44,900円
						のもの	
						b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	77,200円
						(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ	
						(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.19

現				改				正				後			
												</			

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.20

現 行				改 正 後			
						a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	54,900円
						b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	72,200円
						(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
						a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
						b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,900円
						備考	
						1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。	
						2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。	
2	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料			3	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料		

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.2 1

現 行	改 正 後
(1) 軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計について、前項第2号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号イ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号ウ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額	(1) 軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項第1号ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.22

現 行		改 正 後	
			(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
			ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
			(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
			(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
			備考
			1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.23

現 行			改 正 後		
				<u>途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</u>	
			2	<u>共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</u>	
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	
	(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。 ア及びイにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）			(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。 ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）	
	ア <u>イ</u> に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			ア <u>イ及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	40,400円		(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	40,400円
	(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	44,900円		(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	44,900円
				イ <u>基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住</u>	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.24

現				改				正				後			
						宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額									
						(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの				30,600円					
						(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの				33,700円					
		イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額					ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額								
						(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの				21,600円					
						(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの				23,200円					
	(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。 <u>次号</u> において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ <u>次号</u> に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）														
	(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。 <u>第3号及び第4号</u> において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ <u>第3号及び第4号</u> に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）														

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.25

現 行		改 正 後	
	ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの		(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)		79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
	(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの		(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの
	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)		131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
	イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)		79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)		131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.26

現 行				改 正 後	
				(3) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）	
				ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
				(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	59,400円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
				(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	98,800円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）
				イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
				(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	59,400円 （評価機関審査を受け

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.27

現 行				改 正 後			
							た場合にあつては、1 2, 200円)
					(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超 えるもの		98, 800円 (評価機関審査を受け た場合にあつては、2 4, 200円)
			(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等 の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請す る場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の 住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住 戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)				(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等 の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請す る場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の 住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住 戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)
			ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅 部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住 宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの (評価機関審査を受 けた場合にあつて は、12, 200円)				(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの (評価機関審査を受 けた場合にあつて は、12, 200円)
			(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの (評価機関審査を受 けた場合にあつて は、24, 200円)				(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの (評価機関審査を受 けた場合にあつて は、24, 200円)

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.28

現 行		改 正 後	
	イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)		39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
	66,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)		66,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
	(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	259,000円 (判定機関審査を受け		259,000円 (判定機関審査を受け

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.29

現 行				改 正 後			
			けた場合にあっては、 12,200円)				た場合にあっては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、 20,100円)		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)
イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、 12,200円)		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、 20,100円)		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)
備考				備考			
1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請				1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請			

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.30

現 行		改 正 後					
	する場合は、第 1 号及び第4号に規定する金額を合計した金額とする。 2 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、第 2 号及び第4号又は第3号及び第4号に規定する金額を合計した金額とする。 3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。		する場合は、第 1 号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。 2 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、第 2 号及び第5号、第3号及び第5号又は第4号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。 3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。				
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料				
	<table><tr><td>(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合</td><td>1 棟につき 1, 0 0 0 円</td></tr></table>	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合	1 棟につき 1, 0 0 0 円		<table><tr><td>(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合</td><td>1 棟につき 1, 0 0 0 円</td></tr></table>	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合	1 棟につき 1, 0 0 0 円
(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合	1 棟につき 1, 0 0 0 円						
(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更 のみの場合	1 棟につき 1, 0 0 0 円						
	(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。 ア及びイにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受		(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。 ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受				

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.3 1

現 行		改 正 後	
	けた場合にあつては、7,000円)		受けた場合にあつては、7,000円)
	ア <u>イ</u> に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア <u>イ及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの		(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
	(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
			イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
			(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
	イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.3 2

現 行				改 正 後			
		(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	14,000円			(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	14,000円
		(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,800円			(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,800円
	(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。 <u>次号</u> において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（ <u>次号</u> に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額）				(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。 <u>第4号及び第5号</u> において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（ <u>第4号及び第5号</u> に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額）		
	ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
		(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)			(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
		(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)			(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.33

現 行		改 正 後	
	イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)		46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)		78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
			(4) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)
			ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
			36,200円 (評価機関審査を受け

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.34

現 行				改 正 後			
							た場合にあつては、1 2, 200円)
						(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	62, 400円 (評価機関審査を受け た場合にあつては、2 4, 200円)
						イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
						(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	36, 200円 (評価機関審査を受け た場合にあつては、1 2, 200円)
						(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	62, 400円 (評価機関審査を受け た場合にあつては、2 4, 200円)
						(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額	
						(5) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.35

現 行		改 正 後	
(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)		(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)	(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)	(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.36

現		行		改		正		後	
			4, 2 0 0 円)						4, 2 0 0 円)
(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				(6) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額					
ア 基準省令第 1 0 条第 1 号イ (1) 及びロ (1) に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				ア 基準省令第 1 0 条第 1 号イ (1) 及びロ (1) に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額					
(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの		1 3 5, 0 0 0 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、1 2, 2 0 0 円)		(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの		1 3 5, 0 0 0 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、1 2, 2 0 0 円)			
(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 7 2, 0 0 0 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、2 0, 1 0 0 円)		(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		1 7 2, 0 0 0 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、2 0, 1 0 0 円)			
イ 基準省令第 1 0 条第 1 号イ (2) 及びロ (2) に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				イ 基準省令第 1 0 条第 1 号イ (2) 及びロ (2) に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め					

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.37

現 行		改 正 後	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)		る金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)
(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（備考第3項及び備考第4項を除く。）の規定の例により算定した金額		(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（備考第3項及び備考第4項を除く。）の規定の例により算定した金額	
備考		備考	
1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、第2号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。		1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、第2号及び第6号に規定する金額を合計した金額とする。	
2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、第3号及び第5号又は第4号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。		2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、第3号及び第6号、第4号及び第6号又は第5号及び第6号に規定する金額を合計した金額とする。	
3 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記		3 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記	

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.38

現 行		改 正 後									
	載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物 1 棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 6 条第 2 項において準用する同法第 3 5 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。		載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物 1 棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。								
5	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（当該申請に係る建築物が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (1) に適合している旨の認定を申請する場合に限る。） 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <table><tr><td>ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以内のもの</td><td>3 9 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td></td><td>（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）</td></tr><tr><td>イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの</td><td>4 3 , 6 0 0 円</td></tr><tr><td></td><td>（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）</td></tr></table>	ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以内のもの	3 9 , 0 0 0 円		（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）	イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの	4 3 , 6 0 0 円		（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）		
ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以内のもの	3 9 , 0 0 0 円										
	（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）										
イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの	4 3 , 6 0 0 円										
	（評価機関審査を受けた場合にあっては、5 , 6 0 0 円）										

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.39

現 行	改 正 後						
(2) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 518 833 735"> ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの </td><td data-bbox="833 518 1106 735"> 20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円) </td></tr> <tr> <td data-bbox="224 735 833 952"> イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの </td><td data-bbox="833 735 1106 952"> 21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円) </td></tr> </table> (3) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（当該申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合に限る。） 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（ただし、基準省令第5条第3項第2号の住宅については、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 1297 833 1450"> ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの </td><td data-bbox="833 1297 1106 1450"> 78,300円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 </td></tr> </table>	ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円)	イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円)	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	78,300円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、	
ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円)						
イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、 5,600円)						
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	78,300円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、						

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.40

現 行		改 正 後	
	10,900円) イ 床面積の合計が300平方メートルを超える もの 130,000円 (評価機関審査を受 けた場合にあつては、 22,900円)		
(4) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（ただし、基準省令第5条第3項第2号の住宅については、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			
	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のも の 37,500円 (評価機関審査を受 けた場合にあつては、 10,900円)		
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超える もの 64,600円 (評価機関審査を受 けた場合にあつては、 22,900円)		
(5) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（当該申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合に限る。） 次に掲げる当該申請に係る1			

議案第9号 岩見沢市手数料条例新旧対照表

No.4 1

現		行		改		正		後	
棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額									
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のも		257,000円							
の		(判定機関審査を受							
		けた場合にあつては、							
		10,900円)							
イ 床面積の合計が300平方メートルを超える		322,000円							
もの		(判定機関審査を受							
		けた場合にあつては、							
		18,700円)							
(6) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合（当該申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号口に適合している旨の認定を申請する場合に限る。） 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額									
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のも		98,800円							
の		(判定機関審査を受							
		けた場合にあつては、							
		10,900円)							
イ 床面積の合計が300平方メートルを超える		125,000円							
もの		(判定機関審査を受							
		けた場合にあつては、							
		18,700円)							

議 案 第 9 号 岩 見 沢 市 手 数 料 条 例 新 旧 対 照 表

No.4 2

現 行		改 正 後	
備考	1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第 1 号又は第 2 号に規定する金額及び第 5 号又は第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。		
	2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第 3 号又は第 4 号に規定する金額及び第 5 号又は第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。		
略		略	

議案第 10 号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第 1 条関係（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例） （食事の提供の特例） 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	※ 第 1 条関係（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例） （食事の提供の特例） 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。）等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

議案第 10 号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2

現	改 正 後
※ 第 2 条関係（岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例） （従業者の員数） 第 151 条 略 2 ～ 12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14 ～ 17 略	※ 第 2 条関係（岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例） （従業者の員数） 第 151 条 略 2 ～ 12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14 ～ 17 略

議案第 1 1 号 岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表第 1 （第 1 6 条関係）				別表第 1 （第 1 6 条関係）			
手数料の種類	取扱区分		手数料の額	手数料の種類	取扱区分		手数料の額
家庭系廃棄物 処理手数料	燃やせるごみ	規則で定める指定袋（以下 「指定袋」という。）で排 出されたもの	指定袋の容 量 1 リット ルにつき <u>2 円</u>	家庭系廃棄物 処理手数料	燃やせるごみ	規則で定める指定袋（以下 「指定袋」という。）で排 出されたもの	指定袋の容 量 1 リット ルにつき <u>3 円</u>
	燃やせないごみ						
	略		略				
	処理施設搬入	家庭系廃棄物のうち燃や せるごみ、燃やせないご み、枝木類又は大型ごみを 市の処理施設へ搬入し、市 が処分するとき。	1 0 キログ ラムにつき <u>1 0 0 円</u>		処理施設搬入	家庭系廃棄物のうち燃や せるごみ、燃やせないご み、枝木類又は大型ごみを 市の処理施設へ搬入し、市 が処分するとき。	1 0 キログ ラムにつき <u>1 5 0 円</u>
事業系廃棄物 処理手数料	事業系一般廃棄物（事業系資源ごみを除く。） を市の処理施設へ搬入し、市が処分すると き。		1 0 キログ ラムにつき <u>1 0 0 円</u>	事業系廃棄物 処理手数料	事業系一般廃棄物（事業系資源ごみを除く。） を市の処理施設へ搬入し、市が処分すると き。		1 0 キログ ラムにつき <u>1 5 0 円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

議案第 1 2 号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
(基礎賦課限度額) 第 1 4 条の 6 第 1 1 条の基礎賦課額は、<u>6 5 万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 1 4 条の 6 の 1 0 第 1 4 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>2 4 万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第 2 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 1 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>2 9 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前号に該当する者を除く。） アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課	(基礎賦課限度額) 第 1 4 条の 6 第 1 1 条の基礎賦課額は、<u>6 6 万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 1 4 条の 6 の 1 0 第 1 4 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>2 6 万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第 2 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 1 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>3 0 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前号に該当する者を除く。） アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課

議案第 1 2 号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 2 略 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「<u>2 4 万円</u>」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の	額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 2 略 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「<u>2 6 万円</u>」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の

議案第 1 2 号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
6 の 5 」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。 この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「1 7 万円」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第 2 2 条の 5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 1 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）とする（第 5 項に掲げる場合を除く。）。 (1)及び(2) 略 2 略 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「<u>2 4 万円</u>」と、前項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。	6 の 5 」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。 この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「1 7 万円」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第 2 2 条の 5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 1 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）とする（第 5 項に掲げる場合を除く。）。 (1)及び(2) 略 2 略 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「<u>2 6 万円</u>」と、前項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。

議案第 1 2 号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下に同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「<u>1 7 万円</u>」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第 2 2 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 1 1 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）とする。 (1)及び(2) 略 6 略 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「<u>2 4 万円</u>」と、前項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基	この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下に同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「<u>1 7 万円</u>」と、第 2 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第 2 2 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 1 1 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）とする。 (1)及び(2) 略 6 略 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 3」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「<u>2 6 万円</u>」と、前項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基

議案第 1 2 号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.5

現 行	改 正 後
礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 5 万円</u>」とあるのは「1 7 万円」と、第 6 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。	礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 1 1 条」とあるのは「第 1 4 条の 8」と、「<u>6 6 万円</u>」とあるのは「1 7 万円」と、第 6 項中「第 1 4 条」とあるのは「第 1 4 条の 1 0」と読み替えるものとする。

議案第 1 3 号 岩見沢市水道事業給水条例新旧対照表

No. 1

現	改 正 後
(給水装置の種類) 第 4 条 給水装置は、次の 2 種とする。 (1) 専用給水装置 1 戸又は <u>1 箇所</u>で専用するもの (2) 略 (専用栓の連用) 第 1 1 条 使用者等は、専用栓（1 戸若しくは 1 世帯又は <u>1 箇所</u>で専用使用する給水装置をいう。）を目的外に使用し、又は他人に分与し、若しくは給水装置より他へ引用する装置を設置してはならない。ただし、専用栓で間借人に使用させる場合又は特別の理由により市長が連用（2 戸若しくは 2 世帯又は <u>2 箇所</u>以上で共用する給水装置をいう。）を認めたときは、この限りでない。 (布設工事監督者の資格) 第 3 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専	(給水装置の種類) 第 4 条 給水装置は、次の 2 種とする。 (1) 専用給水装置 1 戸又は <u>1 か所</u>で専用するもの (2) 略 (専用栓の連用) 第 1 1 条 使用者等は、専用栓（1 戸若しくは 1 世帯又は <u>1 か所</u>で専用使用する給水装置をいう。）を目的外に使用し、又は他人に分与し、若しくは給水装置より他へ引用する装置を設置してはならない。ただし、専用栓で間借人に使用させる場合又は特別の理由により市長が連用（2 戸若しくは 2 世帯又は <u>2 か所</u>以上で共用する給水装置をいう。）を認めたときは、この限りでない。 (布設工事監督者の資格) 第 3 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科<u>又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専

議案第 13 号 岩見沢市水道事業給水条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又	<u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)	(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又	(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又

議案第 13 号 岩見沢市水道事業給水条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
<u>は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第 1 号の卒業者にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあっては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業者にあっては 2 年以上、第 2 号の卒業者にあっては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第 1 号の卒業者にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあっては 1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>
<u>(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>(9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>
<u>(8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>(10) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>
(水道技術管理者の資格) 第 34 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により布設工事監督者となる資格を有する者	(水道技術管理者の資格) 第 34 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若し

議案第 13 号 岩見沢市水道事業給水条例新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については 6 年以上、<u>同条第 4 号に規定する学校を卒業した者</u>については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については 7 年以上、<u>同条第 4 号に規定する学校を卒業した者</u>については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第 2 号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得す	<u>くは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については 6 年以上、<u>同条第 5 号に規定する学校を卒業した者</u>については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 5 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については 7 年以上、<u>同条第 5 号に規定する学校を卒業した者</u>については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>前条第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校に

議案第 13 号 岩見沢市水道事業給水条例新旧対照表

No. 5

現 行	改 正 後
る程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略	において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (7) <u>技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
2 1 日最大給水量が <u>1, 000 立方メートル</u> 以下である専用水道については、前項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、「8 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 4 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 <u>6 箇月</u> 以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 <u>6 箇月</u> 以上」と、「9 年以上」とあるのは「4 年 <u>6 箇月</u> 以上」と、同項第 5 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と読み替えるものとする。	2 1 日最大給水量が <u>10, 000 立方メートル</u> 以下である専用水道については、前項第 1 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 か月以上」と、「5 年以上」とあるのは「2 年 6 か月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 か月以上」と、同項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、「8 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 4 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 <u>6 か月</u> 以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 <u>6 か月</u> 以上」と、「9 年以上」とあるのは「4 年 <u>6 か月</u> 以上」と、同項第 5 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と読み替えるものとする。